

## 報告第4号

### 専決処分事項の報告及びこれの承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

### 記

#### （処分事項）

#### 1 損害賠償の額の決定

損害賠償額 7,107,755円

#### 2 相手方

大阪府大阪市

平成25年10月23日提出

三田市長 竹内英昭

#### （提案理由）

平成24年（ノ）第300号損害賠償請求調停事件について、法律上市の義務に属する損害賠償の額を決定し、和解を成立させる必要が生じたが、早期に解決を図るため専決処分したので、これを議会に報告し、承認を求める。

## 専決第4号

### 損害賠償の額の決定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分する。

平成25年9月18日

三田市長 竹内英昭

### 記

#### （専決処分すべき事項）

#### 1 損害賠償の額の決定

損害賠償額 7,107,755円

#### 2 相手方

大阪府大阪市

#### （理由）

平成24年（ノ）第300号損害賠償請求調停事件について、法律上市の義務に属する損害賠償の額を決定し、和解を成立させる必要が生じたが、早期に解決を図るため専決処分する。